

大口定期規定

第1条（自動継続型大口定期）

- 1.本条における預金（以下本条において「この預金」といいます。）は、満期日に前回と同一の期間の大口定期に自動的に継続します。継続された預金についても同様とします。
- 2.この預金の継続後の利率は、継続日における当行所定の利率とします。ただし、この預金の継続後の利率について別の定めをしたときは、その定めによるものとします。
- 3.継続を停止して満期日（継続をしたときはその満期日。以下同じ。）に解約するときは、満期日前の当行所定の日までにその旨を当行所定の方法により申出るものとします。この申出があったときは、この預金は満期日に自動的に解約し、利息とともに支払います。
- 4.この預金の利息は、預入日（継続をしたときはその継続日。以下同じ。）から満期日の前日までの日数（以下「約定日数」といいます。）および約定利率（継続後の預金については第2項の利率。以下同じ。）によって計算し、満期日に支払います。ただし、預入日の2年後の応当日から預入日の5年後の応当日までの日を満期日としたこの預金の利息の支払いは次によります。
 - (1)預入日から満期日の1年前の応当日までの間に到来する預入日の1年ごとの応当日を「中間利払日」とし、預入日または前回の中間利払日からその中間利払日の前日までの日数および中間利払利率（約定利率に70%を乗じた利率。ただし、小数点第4位以下は切捨てます。）によって計算した中間利払額（以下「中間払利息」といいます。）を利息の一部として、各中間利払日にお客さま名義の当行普通預金口座へ入金します。
 - (2)中間払利息（中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）を差引いた利息の残額（以下「満期払利息」といいます。）は、満期日に支払います。
- 5.この預金の利息の支払いは、次のとおり取り扱います。
 - (1)預入日の1カ月後の応当日から預入日の2年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の利息は、あらかじめ指定された方法に従い、満期日にお客さま名義の当行普通預金口座へ入金するか、または満期日に元金に組入れて継続します。
 - (2)預入日の2年後の応当日から預入日の5年後の応当日までの日を満期日としたこの預金の中間払利息は、中間利払日にお客さま名義の当行普通預金口座へ入金します。また、満期払利息は、あらかじめ指定された方法に従い、満期日にお客さま名義の当行普通預金口座へ入金するか、または満期日に元金に組入れて継続します。

第2条（自動解約型大口定期）

- 1.本条における預金（以下本条において「この預金」といいます。）は、満期日に自動的に解約し、利息とともに支払います。この場合、元利金はお客さま名義の当行普通預金口座に入金するものとします。
- 2.この預金の利息は、預入日から満期日の前日までの日数（以下「約定日数」といいます。）および約定利率によって計算し、満期日にこの預金とともに支払います。ただし、預入日の2年後の応当日から預入日の5年後の応当日までの日を満期日としたこの預金の利息の支払いは次によります。
 - (1)預入日から満期日の1年前の応当日までの間に到来する預入日の1年ごとの応当日を「中間利払日」とし、預入日または前回の中間利払日からその中間利払日の前日までの日数および中間利払利率（約定利率に70%を乗じた利率。ただし、小数点第4位以下は切捨てます。）によって計算した中間利払額（以下「中間払利息」といいます。）を利息の一部として、各中間利払日にお客さま名義の当行普通預金口座へ入金します。
 - (2)中間払利息（中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）を差引いた利息の残額は、満期日にこの預金とともに支払います。

第3条（取扱店の範囲等）

- 1.前二条で定める預金（以下「この預金」といいます。）は、当行所定の窓口でお取扱いができます。
- 2.この預金の預入は当行所定の金額以上とします。
- 3.この預金の預入期間は当行所定のものとします。
- 4.この預金は単利型とします。

第4条（預金の解約、書替継続）

- 1.この預金は、当行がやむを得ないと認める場合を除き、満期日前の解約はできません。
- 2.この預金を自動解約以外の方法で解約または書替継続するときは、当行所定の方法により、当行所定の払戻請求書を、届出の印鑑を押印もしくはサインを記入または当行所定の本人認証手続を行ったうえで提出してください。
- 3.この預金の一部のみを解約することはできません。

第5条（付利単位、満期日前解約）

- 1.この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割で計算します。
- 2.当行がやむを得ないものと認めてこの預金を満期日前に解約する場合には、その利息（以下「期限前解約利息」といいます。）は、預入日（継続をしたときはその継続日。以下同じ。）から解約日の前日までの日数（以下「預入日数」といいます。）および次の利率（小数点第4位以下は切捨てます。）によって計算し、この預金とともに支払います。ただし、中間払利息が支払われている場合には、その支払額（中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）と期限前解約利息との差額を清算します。
 - (1)預入日の6カ月後の応当日の前日までに解約する場合には、次のA、BおよびC（BまたはCの算式により計算した利率の小数点第4位以下は切捨てます。また、Cの算式により計算した利率が0%を下回るときは0%とします。）のうち、最も低い利率を適用します。
 - A 解約日における普通預金の利率
 - B 約定利率×70%
 - C
$$\text{約定利率} - \frac{(\text{基準利率} - \text{約定利率}) \times (\text{約定日数} - \text{預入日数})}{\text{預入日数}}$$

なお、基準利率とは、解約日にこの預金の元金を満期日（継続をしたときはその満期日）まで新たに預入するとした場合、その預入の際に適用される利率を基準として算出した当行所定の利率をいいます。また、解約日における普通預金の利率とは、イオン銀行Myステージの適用ステージなしの当行所定の利率をいいます。

- (2)預入日の6カ月後の応当日以後に解約する場合には、次のAおよびB（AおよびBの算式により計算した利率の小数点第4位以下は切捨てます。また、Bの算式により計算した利率が0%を下回るときは0%とします。）のうち、いずれか低い利率
 - A 約定利率×70%
 - B
$$\text{約定利率} - \frac{(\text{基準利率} - \text{約定利率}) \times (\text{約定日数} - \text{預入日数})}{\text{預入日数}}$$

第6条（規定の準用）

本規定に定めのない事項については、当行の他の規定、規則等当行の定めるところによるものとします。当行の他の規定および規則等は、当行ホームページへの掲示その他当行所定の方法により告知します。

第7条（規定の変更）

当行は、サービス内容等の変更や法令改正への対応等に伴い、お客さま一般の利益に適合するときまたは変更が取引目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の内容の相当性その他変更に係る事情に照らして変更内容が合理的なものである場合には、本規定の内容を変更することができるものとします。本規定を変更する場合には、当行はあらかじめ変更の効力発生日・変更内容等を、当行のホームページへの掲示その他当行所定の方法によりお客さまに周知し、変更の効力発生日以後は変更後の内容により取り扱うものとします。

以上
(2020.1.20 現在)